

逗子市営住宅条例の一部改正の考え方について

1. 意見を募集する趣旨

現在、市営住宅の駐車場に空き区画が多く存在しており、空き区画の有効活用を図るため、市営住宅入居者以外への駐車場の貸出を行うこととしました。

そのため、現行の条例では入居者以外への貸出規定がないため、駐車場の貸出資格等の改正を行う必要が生じました。

2. 条例改正概要

・使用者資格の特例の追加

駐車場の使用状況に照らして入居者等の使用を妨げない限度において、次の項目等に該当する入居者以外への貸出を追加します。

- ①駐車場の使用料を支払うことが出来ること。
- ②公の秩序を乱し、または住民の生活の平穏を害する恐れがないこと。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④暴力団員でないこと。 等

・選考の追加

申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合の選考について追加します。

3. 逗子市営住宅条例（現行 抜粋）

第5章 駐車場の管理

第50条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

（使用許可）

第51条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

（使用者の資格）

第52条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- （1）市営住宅の入居者又は同居者であること。
- （2）入居者又は同居者が自動車を自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- （3）駐車場の使用料を支払うことができること。

(4) 第 42 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第 53 条 前条に規定する条件を具備する者で駐車場を使用することを希望するものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

(使用者の決定)

第 54 条 市長は、前条の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場を使用する者を決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用の手続)

第 55 条 使用決定者は、前条の規定による通知を受けた日から 10 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 使用決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 59 条に規定する保証金を納付すること。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項の手続ができないときは、市長が別に定める期間内に同項の手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

5 市長は、使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

6 使用決定者は、前項の使用開始日から 10 日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(使用内容変更の申請等)

第 56 条 使用決定者は、第 54 条の規定により決定を受けた使用内容を変更しようとするときは、市長に対し、当該使用内容の変更について申請しなければならない。

(使用料)

第 57 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 58 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第 59 条 市長は、使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第 20 条第 3 項及び第 4 項並びに第 21 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第 20 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消)

第 60 条 市長は、当該駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 第 52 条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定については第 42 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号」とあるのは「第 60 条第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

(準用)

第 61 条 駐車場の使用については、第 50 条から前条までに定めるもののほか、第 18 条、第 19 条、第 26 条、第 27 条第 1 項、同条第 2 項本文、第 28 条第 1 項本文及び第 41 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」と

あるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

4. 逗子市営住宅条例施行規則（抜粋）

（駐車場の使用等申込み）

第 26 条 条例第 53 条の規定による駐車場の使用の申込みは、市営住宅駐車場使用申請書（第 38 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による申込みは、市営住宅 1 戸につき 1 台限りとする。ただし、駐車場に空き区画があり、他の入居者等に影響がない場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（使用者決定の通知）

第 27 条 条例第 54 条の規定による通知は、市営住宅駐車場使用決定通知書（第 39 号様式）により行うものとする。

（使用の手続）

第 28 条 条例第 55 条第 1 項第 1 号の請書は、市営住宅駐車場使用請書（第 40 号様式）とする。

2 前項の請書には、当該連帯保証人の住民票の写し、印鑑登録証明書及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 条例第 55 条第 5 項の規定による通知は、市営住宅駐車場使用許可書（第 41 号様式）により行うものとする。

第 29 条 入居者が、条例第 55 条第 1 項第 1 号の連帯保証人を変更しようとするときは、市長に対して市営住宅駐車場使用者連帯保証人変更届出書（第 42 号様式）を提出しなければならない。

2 入居者は、条例第 55 条第 1 項第 1 号の連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（使用の変更）

第 30 条 条例第 56 条の規定による申請は、市営住宅駐車場使用変更申請書（第 43 号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を市営住宅駐車場使用変更決定通知書（第 44 号様式）により通知するものとする。

（駐車場の使用料）

第 31 条 駐車場の使用料は、別表第 2 に定めるとおりとする。

（駐車場の使用料等の減免又は徴収の猶予）

第 32 条 条例第 57 条第 2 項又は第 59 条第 2 項の規定により駐車場の使用料又は保証金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料（保証金）減免・徴収猶予申請書（第 45 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅駐車場使用料（保証金）減免・徴収猶予決定通知書（第 46 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により減免又は徴収猶予の承認を受けた者が、駐車場の使用料又は保証金の減免又は徴収猶予の理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該入居者に対し、その旨を市営住宅駐車場使用料（保証金）減免・徴収猶予廃止通知書（第 47 号様式）により通知するものとする。

（保証金の還付請求）

第 33 条 条例第 59 条第 3 項の規定により準用された条例第 20 条第 3 項の規定により、保証金の還付を受けようとする者は、市営住宅駐車場保証金還付請求書（第 48 号様式）を市長に提出しなければならない。

（駐車場の明渡し請求）

第 34 条 条例第 60 条第 1 項の規定による明渡し請求は、市営住宅駐車場明渡し請求書（第 49 号様式）によるものとする。

（駐車場の長期不使用）

第 35 条 条例第 61 条の規定により準用された条例第 26 条の規定による届出は、市営住宅駐車場不使用届（第 50 号様式）により行うものとする。

（駐車場の明渡し届）

第 36 条 条例第 61 条の規定により準用された条例第 41 条第 1 項の規定による届出は、市営住宅駐車場明渡し届（第 51 号様式）により行うものとする。

（市の免責事項）

第 37 条 市長は、震災、風水害等の天災、火災、盗難その他の直接市の責任に帰することができない事故により使用者が損害を受けることとなつても、その責任を負わない。

2 市長は、駐車場で生じた使用者間相互の過失等による使用者の被った損害には関与しない。

3 市長は、条例第 60 条の規定による使用承認を取り消したことにより使用者がいかなる損害を受けたとしても、その損害の責任を負わない。

（自動車の保管場所証明の発行）

第 38 条 市長は、駐車場について自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成

3年国家公安委員会規則第1号)第1条第1項第1号の規定による自動車の保管場所として使用する権原を有する証明を発行することができる。

- 2 前項の規定による証明の発行を受けようとする使用者は、市営住宅駐車場自動車保管場所証明申請書（第52号様式）に関係書類を添えて市長に申し込まなければならない。

別表第2（第31条関係）

駐車場名	使用料（月額）
沼間南台住宅駐車場	10,000 円
池子住宅駐車場	10,000 円

5. 施行日

平成29年4月1日

6. 貸出開始予定

平成29年4月以降の広報等にて周知を行い、公募、審査等行い入居者以外への貸出を行っていく予定です。